

第2号議案 阿戸線の事業計画（案）について

■ 運行の経緯・背景

阿戸線は熊野町中心部及び東部並びに広島市安芸区阿戸町を結ぶ唯一のバス路線である。令和2年10月、この路線を運行する広島電鉄㈱から、利用者減少による運賃収入等の減少に伴う赤字拡大等を理由として、当該路線の運行継続が困難である旨申し出があった。しかしながら、当該路線は朝夕の時間帯を中心に住民の通勤・通学に利用されていること、また、住民の日常生活にも利用されていることから、住民が生活を行っていくうえで当該路線の存続は必要不可欠である。

当該路線の起終点である阿戸学校停留所が存する阿戸町では、令和4年3月に町内唯一のスーパーマーケットが閉店し、町内で買い物をすることができなくなり、また病院が1軒しかないため、住民は日常的な買い物や通院を熊野町萩原地区等で行っている。また、阿戸町と熊野町萩原地区の間に位置する熊野町新宮地区や初神地区の住民も、日常的な買い物は商業施設が多数立地する熊野町萩原地区等で行っている。

これらの地域において自家用車等を使用できず、公共交通しか移動手段のない住民が日常生活を行うために、当該路線は重要な役割を果たしている。

また、当該路線は、熊野営業所等において、広島電鉄㈱が運行する広島市中心部方面、矢野方面及び呉方面へのバス路線と接続しており、これらの地域間交通ネットワークを補完する支線としての機能を有している。

かねてからのバス利用者数の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、バス事業者の経営状況が非常に厳しい中で、これまでどおりの運行形態で当該路線を維持することが困難となったが、前述の理由により当該路線は住民生活になくてはならないものである。

このため、住民生活に必要な当該路線の運行を引き継ぐことができる事業者を、熊野町に営業拠点を置いていること、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有していること、及びPASPYの利用が可能であること、これらの要件を満たす事業者を探した結果、熊野町に営業拠点を置き、その他の要件も満たす朝日交通㈱が、広島電鉄㈱から阿戸線の運行を引き継ぐこととなった。

■ 事業計画（案）の策定に係る協議経緯

(令和3年6月～令和4年8月)

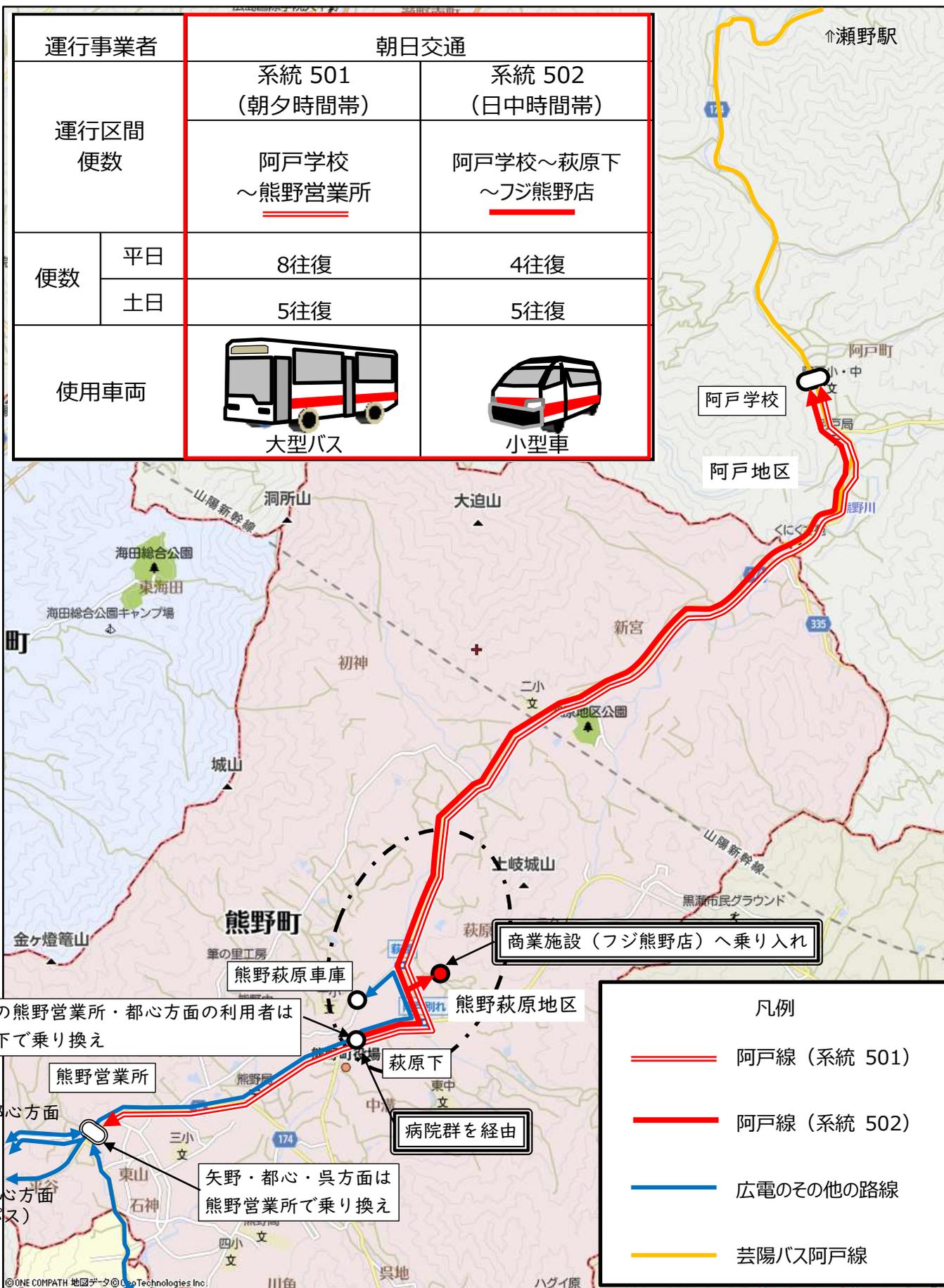
- ・ 広島市、熊野町及び広島電鉄㈱が主体となり、阿戸線の運行事業者、運行計画等について協議を実施。
- ・ 阿戸線沿線の住民（安芸区阿戸町並びに熊野町新宮地区及び初神地区）に対して、公共交通の利用実態や意向等に関するアンケートを実施。
- ・ 令和4年8月、ルート・ダイヤ等の事業計画案を作成。

■ 事業計画案について

運行を予定している乗合旅客自動車運送の事業計画は以下のとおり。

事業計画案		
名 称	阿戸線	
運行事業者	朝日交通株式会社	
運 行 路 線 ・ 運 行 日 等 (P. 5 路 線 図 P. 6-7 運 行 系 統 図 P. 8 運 行 系 統 表 P. 9-10 時 刻 表 を 参 照)	路線	系統501 (朝夕時間帯) 系統502 (日中時間帯)
	運行日	毎日
	キロ程 所要時間	(片道) 9.8 km・22分 (片道) 7.9 km・19分
	運行便数 (平日)	8往復 4往復
	運行便数 (土日祝)	5往復 5往復
	停留所	31か所 24か所
運 賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人運賃：P. 11-12 運賃表参照 ・ 小児運賃：大人運賃の半額（端数は10円単位へ切上） ・ 運賃割引制度 <ul style="list-style-type: none"> PASPY 割引：最大10%割引（運賃額の端数は10円単位へ切上） 乗継割引：PASPYを利用して乗継利用した場合、2回目の乗車を20円引き 障害者割引：P. 13 障害者割引運賃表参照 直通割引：特定の停留所*で広島電鉄の路線バスと乗継利用した場合に、阿戸線（熊野営業所～阿戸学校）を直通利用した時と同じ運賃を適用。 <p>※熊野消防署前、熊野馬場及び萩原下</p>	
使用車両 (P. 14-15 使用車両 の詳細を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型車両（乗車定員55人）、予備含め2台 ・ 小型車両（乗車定員 9人）、予備含め2台 	

運行概要図



■ 移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外認定）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両について、この基準に適合するよう求められている。

車両総重量 5 t 以下であって乗車定員が 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

系統 5 0 2（日中便）の運行経路には、幅員の狭い道路があるなど（P.16 参照）、移動円滑化基準に適合する自動車の使用が困難であるため、基準の適合しない車両を使用することについて承認することとする。

移動円滑化基準のうち、適合困難な条件および事項	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること（第 3 7 条第 2 項第 2 号）
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること（第 3 9 条）
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること（第 4 0 条第 1 項）
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること（第 4 0 条第 2 項）
	車内用運行情報提供設備	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること（第 4 1 条第 1 項）
	車外用放送設備	車外用放送設備を設けること（第 4 1 条第 2 項）
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	
○その他		
聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。		